

建設業を考えている人へ

石狩振興局産業振興部建設指導課指導審査係

§ 建設業許可を要しない建設工事は、次のとおりです。

- ※ 建築一式工事にあつては、(1) 1件の請負代金が1,500万円未満の工事、
(2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事のいずれかに該当する場合
- ※ 建築一式工事以外の建設工事にあつては、1件の請負代金が500万円未満の工事

§ 元請業者が1件の工事につき、一次下請業者に出す代金の合計が、下記の額を超える場合は、特定建設業の許可が必要となります。

元請業者以外が下請業者に出す場合は、この限りではありません。

- ※ 建築一式工事 6,000万円
- ※ 建築一式工事以外 4,000万円以上

1 建設工事の種類 (次のとおり29業種あります。)

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事

※ 一式工事とは、総合的な企画、指導等のもとに行う工事のことをいい、2業種以上の専門工事の組み合わせとなっているものをいいます。

土木一式工事であれば橋梁工事やダム工事など公共工事等、
建築一式工事であれば住宅新築工事等です。

※ 建築一式の許可を持っている業者が、リフォーム(改修工事)等で内装工事を500万円以上で請け負う場合は、内装仕上工事業の許可が必要になります。

- | | | |
|---------------------|---------------|-------------|
| (3) 大工工事 | (12) 鉄筋工事 | (21) 熱絶縁工事 |
| (4) 左官工事 | (13) 舗装工事 | (22) 電気通信工事 |
| (5) とび・土工・コンクリート工事 | (14) しゅんせつ工事 | (23) 造園工事 |
| (6) 石工事 | (15) 板金工事 | (24) さく井工事 |
| (7) 屋根工事 | (16) ガラス工事 | (25) 建具工事 |
| (8) 電気工事 | (17) 塗装工事 | (26) 水道施設工事 |
| (9) 管工事 | (18) 防水工事 | (27) 消防施設工事 |
| (10) タイル・レンガ・ブロック工事 | (19) 内装仕上工事 | (28) 清掃施設工事 |
| (11) 鋼構造物工事 | (20) 機械器具設置工事 | (29) 解体工事業 |

2 許可の要件

① 経營業務の管理責任者(常勤)

次のいずれかに該当する、現在常勤の役員または個人事業主が必要です。

- (1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者
- (4) 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。
ア.建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者。
イ.5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。

【確認書類】 商業登記簿謄本(履歴事項、閉鎖事項)、確定申告書(個人事業の場合)

建設業許可通知書、契約書・注文書・請求書・・・等々

② 専任技術者(常勤)

次のいずれかの資格を持つ常勤の技術者が必要です。

- (1) 国土交通省が定める学科+実務経験(実務経験を証明する書類が必要)
 - ・高校卒……………国土交通省が定める学科を修めた者+5年(60ヶ月)以上
 - ・短大、大学卒………国土交通省が定める学科を修めた者+3年(36ヶ月)以上
- (2) 10年(120ヶ月)以上の実務経験(実務経験を証明する書類が必要)
- (3) 免許資格(資格によって実務経験を証明する書類が必要)

【確認書類】 資格・免許証、卒業証明書、契約書・注文書・請求書・・・等々

③ 財産的基礎又は金銭的信用

次のいずれかで500万円以上が必要です。

- (1) 直前の決算報告書で純資産合計(資本金+法定準備金+剰余金)
- (2) 資金の調達する能力(銀行の残高証明書)

※ 銀行の残高証明書については、新規申請書が受理できる日からさかのぼって30日以内の証明日のもののみ有効です。

3 申請方法及び手数料

建設業許可申請書を北海道庁のホームページからダウンロードして作成し、

正本 1 部、副本 1 部（計 2 部）を石狩振興局産業振興部建設指導課へ提出してください。

申請手数料は 9 万円です。 北海道収入証紙をご用意ください。

「建設業許可申請の手引き」は（一社）北海道土木協会で販売しています。

（札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 3 階 TEL 0 1 1 - 2 7 1 - 3 6 8 1）